平成３０年２月２６日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒130-8602

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東京都墨田区吾妻橋１―２３―１

　　　アサヒグループ健康保険組合

「医療費のお知らせ」を活用した医療費控除の申告手続きについて

　平成２９年度税制改正により、医療費控除の申告に際し、一定の要件の下、医療保険者が交付した医療費

通知の活用が認められることとなったのは、ご高承のとおりです。しかし、当組合が電子的に発行しており

ます医療費通知（以下「医療費のお知らせ」）につきましては、下記により、医療費控除の申告にご活用い

ただくことができません。加入者の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解のほどお願い申しあげます。

記

１．医療費控除の申告手続に係る制度改正について

　平成２９年度分の確定申告から医療費控除を受ける場合の手続きが改正されました。

　改正点①　「医療費の領収書」の提出又は提示が不要となりました。

　　　　　　「医療費控除の明細書」の提出が必要となりました。

　改正点②　健康保険組合を含む医療保険者から交付を受けた、一定の要件に適合する医療費通知を提出

した場合は「医療費控除の明細書」への医療費の明細の記入を省略することが認められます。

２．医療費控除の申告手続における「医療費のお知らせ」の取扱いについて

　当組合は、加入者の皆さまに対し、「医療費のお知らせ」を電子的に交付しております。しかし、厚生労

働省及び国税庁は、電子的に交付された医療費通知（当組合にあっては、医療費のお知らせ」）を印刷し

当該印刷物を使用して書面申告する方法を認めておりません。また、当組合の「医療費のお知らせ」に係

る電子データは、所定のウエブサイトからダウンロードしてe-Taxにより行う電子申告に適合する形式と

なっておりません。 このような理由により、平成２９年度分の確定申告における医療費控除の申告は、

「医療費控除の明細書」に医療費の明細を記入して、提出する方法により行っていただく必要があり

ます。「医療費のお知らせ」は、保険医療機関等から不適正、ないし不正な請求がなされていないか

どうかの確認及び「医療費控除の明細書」の作成にあたっての参考としてご活用ください。

３．医療費控除の申告手続に関する問い合わせ先

医療費控除や確定申告についてご不明な点は、国税庁のホームページをご覧いただくか、または最寄

りの税務署にお問い合わせください。（国税庁ホームページ アドレス<https://www.nta.go.jp/>　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上